

I 概要

桜井市議会議会運営委員会所属議員等による行政視察

1 期 日 平成 29 年 7 月 28 日 (金)

2 派遣委員 (委員 長) 岡田 光司 (副委員 長) 西 忠吉
(委 員) 井戸 良美 (委 員) 大西 亘
(委 員) 阪口 豊 (委 員) 我妻 力
(委 員) 東 俊克 (委 員) 工藤 行義

(議 長) 札辻 輝巳

以上 9 名

3 視 察 地

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸 1044

舞鶴市役所



4 視察目的

【舞鶴市】

「舞鶴市議会における災害対応について」
調査する。

5 視察事項

平成 28 年 10 月に策定された「舞鶴市議会
における災害対応について」災害による議
会の対応マニュアルを整備している事例に
ついて視察を行う。

担当 舞鶴市議会事務局総務課



《担当課からの説明の様子》

本委員会の所属議員及び視察参加議員は、桜井市議会会議規則第 71 条により、視察事項のと
おり研修を行いました。

II 研修内容のまとめ

〔舞鶴市の概要〕

舞鶴市は、京都府北部の若狭湾支湾の舞鶴湾沿岸に位置する京都市北部の地方自治体である。

総面積は 342.2 Km²であり、海の玄関口である舞鶴湾は日本海の若狭湾に面するリアス式海岸を持つ天然の良港である。若狭湾から市内東北部にある大浦半島は、若狭国定公園に指定されている。

また、東は福井県（嶺南）と青葉山で接し、市西側に位置する由良川は天橋立がある宮津市と接している舞鶴市は中丹地域圏に属し、日本海に面する港湾都市として知られている。

1943年（昭和18年）には舞鶴市と東舞鶴市による合併が行われ、さらに1957年（昭和32年）に加佐郡加佐町を編入し現在の市域が形成された。

中心街として細川氏以来の城下町であった西舞鶴（田辺）、鎮守府や海軍工廠があり軍港として繁栄した東舞鶴、両者を結ぶ中舞鶴が中心市街地形成している。

近年では、1991年（平成3年）に舞鶴自動車道（現舞鶴若狭自動車道）、1998年（平成10年）には京都縦貫自動車道等の高速道路が整備された。

また、船舶の大型化や荷役のコンテナ化に対応する港湾にするべく「舞鶴国際埠頭」が整備され、関西の重要港湾のひとつとなっている。

平成27年には、経済や都市の質的な向上や付加価値の創出を重視し、働く場の確保・創出の基礎である産業経済の安定的成長と快適で利便性の高い都市空間の整備等を目的とした「交流人口300万人、経済人口100万人」都市を目指し、舞鶴市総合計画・後期実行計画が策定されるなど、舞鶴市は県中丹地域圏における、産業・経済・文化の中心都市として着実な歩みを続けている。

『舞鶴市総合計画より』



《赤れんがパーク》



舞鶴市人口（平成29年7月1日現在）	
男	42,001人
女	42,462人
計	84,463人
世帯数	40,611世帯



《舞鶴市役所外観》

一般会計歳出決算額（舞鶴市）		議員数	職員数
34,882,816千円（平成27年度決算）		（平成29年7月1日現在）	（臨時職員を含む）
うち議会決算額	一般会計に占める議会費の割合	舞鶴市 28名	8名（1名）
371,791千円	1.1%（桜井市は1.1%）	桜井市 16名	4名

1 【研修内容】

「舞鶴市議会における災害対応について」

- ・舞鶴市役所全員協議会室において、策定の契機、経過、災害時における対応の基本的な考え方などについて説明を受けた後、質疑応答を行う。



《研修のようす》

2 【策定の契機】

- ・舞鶴市議会では、平成27年5月に第19期の議会が取り組む活動指針とし、第19期舞鶴市議会活動基本方針が策定された。近年において、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本大地震による被害、台風や局地的豪雨による暴風雨被害等が全国各地で大規模な災害が発生していることを受け、「効率的・効果的な議会運営」の観点から緊急的な事態において、舞鶴市議会とその構成員である議員がその役割を十分に果たすことができるよう、災害発生時における議会や議員の考え方・行動等について舞鶴市議会における災害対応をまとめたものである。

『舞鶴総合防災訓練より』



3 【「舞鶴市議会における災害対応について」策定までの経過】

大津市・鳥羽市先進地視察

⇒ 平成28年4月20～21日

大学教授によるBCP講義

⇒ BCP策定経験を踏まえた
大学教授による講義の開催

議会運営委員会にて議論

⇒ 全11回の議論の開催（H27. 5～H28. 10）



4 【議論の内容（概要）】

○災害時における対応の基本的な考え方

- 1, 災害時における議会の役割
- 2, 災害時における議員の役割
- 3, 災害時における執行機関との関係

○舞鶴市議会災害対策本部・支援本部（議会本部）

- 1, 議会本部の役割
- 2, 議会本部の構成
- 3, 議会本部の所掌事務
- 4, 議会本部の開設・閉鎖時期
- 5, 議会本部へ参集する場合の判断基準
- 6, 議会の役割・議会本部の役割

○舞鶴市議会災害対策行動マニュアル（一般災害・震災対策共通編）

- 1, 行動マニュアルの趣旨
- 2, 初動期における行動基準
- 3, 応急期における行動基準
- 4, 復旧・復興期における行動基準
- 5, 議会事務局の対応等
- 6, 防災訓練等
- 7, その他



5 【想定される災害】

風水害・土砂災害など（一般災害）の状況

- ・大雨、暴風等の特別警報が発表され、特別警戒を必要とする場合又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。

地震・津波（震災）の状況

- ・市域に震度6弱の地震が発生した場合。
- ・震度5強であっても相当な被害があり、又は予測される場合。
- ・市域に津波警報が発表された場合。



6 【特徴】

- ・災害時において議会本部の構成とし、本部長（議長）、副本部長（副議長）、本部役員（各派の代表者）、本部員（他の議員）及び事務局からなら議会災害対策・支援本部を設置。
- ・災害時における議会と執行機関との関係として、災害対応の実質的主導は執行機関であり、執行機関の災害対応を早期（初動、応急、復旧・復興）にできるように側面から支援する。
- ・議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化を行い、情報の連携体制を構築する。
- ・本会議・委員会の開催時及び開催されていない時の対応が明確である。



7 【主な質疑応答（概要）】

問：災害時における議会と執行機関との連絡調整の連携はどのようになるのか。

答：災害時は迅速に人命救助等対応が必要であり、議員が直接災害本部へ電話連絡することにより対応の停滞を起こさないため、議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化の原則により、議会において情報を集約し執行機関（市災害対策本部）情報を伝達することとなっている。

問：事務局員数は何名か。

答：臨時職員を含め8名。

問：災害時における議員の安否確認については、電話以外にタブレットの使用も視野にとあるが、今後導入する計画があるのか。

答：「議会における災害対応について」が策定されたあと、ICTに関するワーキンググループを議会運営委員会の下に組織をつくり、各会派から1名ずつ出ていただき協議を続けている。

問：「議会における災害対応について」は平成28年10月に策定されたが、その周知方法はどうだったのか。

答：市広報及び議会ホームページに掲載した。また、各議員において地域の住民へ策定周知がなされた。また、住民との意見交換会開催時にも周知した。

問：今回「議会における災害対応について」が策定されるにあたり、議会運営委員会において協議された回数は。

答：議会運営委員会において11回協議された。

問：災害時における対応について、市執行機関（市災害対策本部）から事務局員に対する動員及び役割等が決められているのか。

答：執行機関による職員の災害時における行動計画については、すでに策定されていたので、

避難所開設等の対応が必要となった場合は、動員順に職員は派遣されることとなっている。今後この計画の成熟度が増せば、議会事務局員の職員を外す方向で将来検討することも考えている。

問：議会側より計画を遂行するため、職員の増員を求めることはできるのか。

答：執行機関側において、災害時における行動計画及び動員順や役割等はすでに決められており、職員の増員は難しいと考える。

問：舞鶴市は高浜原子力発電所から30^{km}圏内にあるが、原子力災害に関する職員の行動計画はどうなっているのか。

答：原子力に関する職員の行動計画については、現在執行機関において職員への説明が終わり、それらに対する意見集約をしている状態である。今後、執行機関側で作成された職員行動計画に基づき、議会においても原子力災害対応を策定することで「議会における災害対応について」は完成版となる。

問：議員による大津市議会 BCP などの視察を踏まえ「議会における災害対応について」が策定されたが、来年度以降に執行機関において BCP が策定されると聞かすが、それらを踏まえ議会 BCP を策定する予定はあるのか。

答：執行機関において BCP が策定されていないのが議会 BCP を策定しなかった要因のひとつであるが、視察を行った大津市においては、通年議会のメリットとして災害等が起こった場合、速やかに会議が開くなどの対応ができる特性を生かし議会 BCP が策定されている。これら2つの要因により舞鶴市では議会 BCP 策定の方向に向かわなかった。

問：議会 BCP が策定されていなくても、このマニュアルで十分対応できると考えるか。

答：議会の開会時、閉会時を問わず、このマニュアルにより発災時の行動については十分対応できるものとする。

【所 感】

南海トラフ巨大地震や奈良盆地東縁断層体地震が発生すれば大きな被害が出ると予想されている本市において、「舞鶴市議会における災害対応について」の策定により、議会や議員が災害時における行動やその責務が明確になっており、また議会と執行機関との関係では連絡調整するための窓口の一本化、執行機関の災害対応を優先するために議会運営上の配慮をする等により、災害時における市民のニーズを反映しやすくすることは、早期に復旧・復興に取り組める結果となるため、市民にとって安心が増えることにつながると考える。また一方で、BCP や災害に対する議員の行動計画の策定は事務局の負担が増える課題も見えた中、今回舞鶴市の視察内容は桜井市にとって非常に参考となった。

